

森林の伐採には、「伐採及び伐採後の造林届書」の

提出が必要です

森林（地域森林計画対象民有林）の立木を伐採するときには、森林法第10条の8に基づき、事前に町長に対し「伐採及び伐採後の造林届書」の提出が義務付けられています。

届出が必要な森林は、町内のほとんどの森林や平地林が含まれていますが、一部例外もありますので、農林課林務係にて図面（森林計画図）を閲覧することができますので、ご確認ください。

なぜ伐採届が必要なのか？

森林は国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止等多面的な機能を有しており、それらは機能発揮を通じて、私たちの生活と密接に結びついています。

一度、機能低下をもたらす無秩序な伐採が行われると、山崩れ等の土砂災害の誘因ともなり、機能回復に長い年月と膨大な経費が必要となります。

このため森林法では、立木の伐採に対し、届出を義務付けることで、森林所有者の責務を明確にしているのです。

伐採届の提出方法は？

- 届出の必要な森林** 地域森林計画対象民有林です。役場（農林課林務係）で確認できます。
- 届出義務者** 森林の所有者または、立木買受人等、立木の伐採及び伐採後の造林について権限を有する人です。
また、森林（立木）の所有者と、伐採後の造林を行う者（土地所有者）が異なる場合などは、両者による連名での届出が必要になります。
- 届出期間** 伐採を開始する90日前から30日前までの間に提出してください。

- 届出書について 届出用紙は役場（農林課林務係）にあります。森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林方法、期間及び、樹種などを記載いただきます。
- 添付書類 伐採する個所を確認するための位置図、面積を確認するための図面の添付をお願いします。また、権原を確認するための資料(契約書など)写しの添付をお願いすることもあります。
- その他 提出された「伐採及び伐採後の造林届書」の内容について、現地を確認のうえ町の森林整備計画に適合するか審査します。
- 留意事項
 1. 保安林や開発行為（1ヘクタールを超えるもの）に伴う伐採については、許可申請を行うなど、別な手続きが必要となります。
 2. 認定された森林施業計画に定められている伐採については、事前の届出は不要です。伐採終了後に、別に定める届出書を提出してください。

伐採届出をしないと・・・

無届伐採等の違反行為があった場合、行政指導、命令処分を課せられることがあります。

—お問合せ先—

農林課 林務係

TEL：015-482-2936（課直通）

FAX：015-482-2936

E-mail：nourin@town.teshikaga.hokkaido.jp